

労働者派遣事業からの暴力団排除に関する合意書の内容変更に係る覚書

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長と厚生労働省職業安定局需給調整事業課長は、平成24年8月31日締結の労働者派遣事業からの暴力団排除に関する合意書の変更について、下記のとおり合意する。

1 原合意書を次のとおり変更する。

新	旧
<p>1 合意書の趣旨</p> <p>労働局は、法第5条に定める労働者派遣事業の許可の申請、法第11条に定める届出事項の変更（役員の変更の場合に限る。）の届出（以下「許可申請等」という。）における審査及び確認を行う場合は、法第6条第9号、第10号、第11号、第12号及び第13号の規定（以下「暴力団排除条項」という。）に定める者を排除するため、警察に対して、当該許可申請等を行っている事業主（法人の場合は、その役員を含む。以下同じ。）の暴力団排除条項該当性について意見の聴取を求めるものとする。また、警察は、労働局からの意見聴取に対して当該事業主の暴力団排除条項該当性について意見を述べるものとする。</p>	<p>1 合意書の趣旨</p> <p>労働局は、法第5条に定める<u>一般労働者派遣事業</u>の許可の申請、<u>法第16条に定める特定労働者派遣事業の開始の届出</u>又は法第11条若しくは第19条に定める<u>これらの申請若しくは届出事項の変更</u>（役員の変更の場合に限る。）の届出（以下「許可申請等」という。）における審査及び確認を行う場合は、法第6条第8号、第9号、第10号、第11号及び第12号の規定（以下「暴力団排除条項」という。）に定める者を排除するため、警察に対して、当該許可申請等を行っている事業主（法人の場合は、その役員を含む。以下同じ。）の暴力団排除条項該当性について意見の聴取を求めるものとする。また、警察は、労働局からの意見聴取に対して当該事業主の暴力団排除条項該当性について意見を述べるものとする。</p>
<p>2 排除の対象</p> <p>労働者派遣事業から排除する対象は、次のとおりとする。</p> <p>（1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）（法第6条第9号）</p> <p>（2）営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法令代理人が暴力団員等に該当するもの（法第6条第10号）</p>	<p>2 排除の対象</p> <p>労働者派遣事業から排除する対象は、次のとおりとする。</p> <p>（1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）（法第6条第8号）</p> <p>（2）営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法令代理人が暴力団員等に該当するもの（法第6条第9号）</p>

(3) 法人であって、その役員のうち暴力団員等に該当する者があるもの（法第6条第11号）

(4) 暴力団員等がその事業活動を支配する（※注）者（法第6号第12号）

(5) 暴力団員等とその業務に従事させ、又は当該業務の補助者として使用するおそれのある者（法第6条第13号）

（※注）「事業活動を支配する」とは

① 略

② 略

3 略

4 意見聴取等に関する留意事項

(1) 略

(2) 暴力団対策主管課長と需給調整事業部門長との間の文書及び電磁的記録媒体の受渡しについては、手交で行うものとする。

ただし、遠隔地であるなど、手交により難しいと認められるなどの特段の事情があるときや、照会手続の効率化を図る上で必要があると認められるときには、両者の間で協議の上、郵便書留による送付、その他電子メール等の情報セキュリティの安全性を損なわない方法での送信をもって行うことができるものとする。

なお、電子メール等を利用して文書を送信する場合には、別添「情報セキュリティ要件」を遵守し、情報セキュリティの安全性を担保するための十分な措置を講ずるものとする。

(3) 略

5～8 略

○別記様式第1号（意見聴取）

文書番号

令和●年●月●日

●●県警察本部刑事部組織犯罪対策課長
殿

●●労働局需給調整事業部門長

(3) 法人であって、その役員のうち暴力団員等に該当する者があるもの（法第6条第10号）

(4) 暴力団員等がその事業活動を支配する（※注）者（法第6号第11号）

(5) 暴力団員等とその業務に従事させ、又は当該業務の補助者として使用するおそれのある者（法第6条第12号）

（※注）「事業活動を支配する」とは

① 略

② 略

3 略

4 意見聴取等に関する留意事項

(1) 略

(2) 暴力団対策主管課長と需給調整事業部門長との間の文書及び電磁的記録媒体の受渡しについては、手交で行うものとする。

ただし、遠隔地であるなど、手交により難しいと認められるなどの特段の事情があるときには、両者の間で協議の上、郵便書留による送付をもって行うことができるものとする。

(3) 略

5～8 略

○別記様式第1号（意見聴取）

文書番号

平成●年●月●日

●●県警察本部刑事部組織犯罪対策課長
殿

●●労働局需給調整事業部門長 印

「労働者派遣事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく意見聴取について

下記の者から労働者派遣事業に関する（許可・届出・役員変更）申請がありましたので、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（昭和60年法律第88号）第6条に規定する暴力団排除条項に該当するか否かについて、「労働者派遣事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年8月31日付け警察庁丁暴発第231号、職派需発0831第1号）に基づき、意見を聴取します。

記

1 照会対象者

別記様式第4号記載のとおり。

※ 別記様式第4号を用いない場合は、氏名（フリガナ）、生年月日、性別、住所を記載し、法人の場合は、その法人の商号又は名称、その者の役職を加えて記載すること。

○別記様式第2号（意見陳述）

文書番号

令和●年●月●日

●●労働局需給調整事業部門長 殿

●●県警察本部刑事部組織犯罪対策課長

—

「労働者派遣事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく意見陳述について

「労働者派遣事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年8月31日付け警察庁丁暴発第231号、職派需発0831第1号）に基づき、令和●年●月●日付け（文書番号）で意見を求められた件について、下記のと

「労働者派遣事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく意見聴取について

下記の者から（一般・特定）労働者派遣事業に関する（許可・届出・役員変更）申請がありましたので、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（昭和60年法律第88号）第6条に規定する暴力団排除条項に該当するか否かについて、「労働者派遣事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年8月31日付け警察庁丁暴発第231号、職派需発0831第1号）に基づき、意見を聴取します。

記

1 照会対象者

別記様式第4号記載のとおり。

※ 別記様式第4号を用いない場合は、氏名（フリガナ）、生年月日、性別、住所を記載し、法人の場合は、その法人の商号又は名称、その者の役職を加えて記載すること。

○別記様式第2号（意見陳述）

文書番号

平成●年●月●日

●●労働局需給調整事業部門長 殿

●●県警察本部刑事部組織犯罪対策課長

印

「労働者派遣事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく意見陳述について

「労働者派遣事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年8月31日付け警察庁丁発第231号、職派需発0831第1号）に基づき、平成●年●月●日付け（文書番号）で意見を求められた件について、下記のと

おり意見陳述します。

記

※該当した場合

照会対象者●●●●（法人名）が「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（昭和60年法律第88号）第6条第●号に該当する事由があると認められる。

※該当しない場合

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（昭和60年法律第88号）第6条の規定に該当しない。

○別記様式第3号（通知）

文書番号

令和●年●月●日

●●労働局需給調整事業部門長 殿

●●県警察本部刑事部組織犯罪対策課長

—

「労働者派遣事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく通知について

下記の者については、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（昭和60年法律第88号。以下「法」という。）第6条第●号に該当する事由があると認められるので、「労働者派遣事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年8月31日付け警察庁丁暴発第231号、職派需発0831第1号）に基づき、通知します。

記

- 1 氏名（フリガナ）
- 2 生年月日
- 3 性別
- 4 住所
- 5 法人の場合にあっては、その法人の商号又は名称及びその者の役職
- 6 理由

おり意見陳述します。

記

※該当した場合

照会対象者●●●●（法人名）が「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（昭和60年法律第88号）第6条第●号に該当する事由があると認められる。

※該当しない場合

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（昭和60年法律第88号）第6条の規定に該当しない。

○別記様式第3号（通知）

文書番号

平成●年●月●日

●●労働局需給調整事業部門長 殿

●●県警察本部刑事部組織犯罪対策課長

印

「労働者派遣事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく通知について

下記の者については、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（昭和60年法律第88号。以下「法」という。）第6条第●号に該当する事由があると認められるので、「労働者派遣事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年8月31日付け警察庁丁暴発第231号、職派需発0831第1号）に基づき、通知します。

記

- 1 氏名（フリガナ）
- 2 生年月日
- 3 性別
- 4 住所
- 5 法人の場合にあっては、その法人の商号又は名称及びその者の役職
- 6 理由

上記の者が、法第6条第●号に該当する事由があると認められる。 7 その他（必要により記載） ○別記様式第4号 略	上記の者が、法第6条第●号に該当する事由があると認められる。 7 その他（必要により記載） ○別記様式第4号 略
--	--

※下線部が変更箇所

2 本覚書に基づく運用は、令和8年4月1日から開始するものとする。

上記事項の合意の証として本書2通を作成し、当事者各1通を保有するものとする。

令和8年3月27日

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長
安枝 亮
厚生労働省職業安定局需給調整事業課長
高島 洋平